

建築基準法第85条第5項許可に係る事前同意基準

宮城県建築審査会 令和5年11月14日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第5項後段の規定による申請があり、その建築物が下記に該当する場合は、知事は当該申請を許可し、直近の建築審査会に報告することができる。

記

許可後の存続期間中において、次の条件のいずれをも満たすもの。

- 1 安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるもの。
- 2 公益上やむを得ないと認められる理由が前回許可時と変わらないもの。

附則

この基準は、令和5年12月1日から施行する。

建築基準法第85条第5項許可に係る事前同意基準

宮城県土木部建築宅地課

(1) 運用方針

建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第5項後段の規定による申請があり、その建築物が下記に該当する場合は、知事は当該申請を許可し、直近の建築審査会に報告することができる。

(2) 基準

許可後の存続期間中において、次の条件のいずれをも満たすもの。

- 1 安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるもの。
- 2 公益上やむを得ないと認められる理由が前回許可時と変わらないもの。

(3) 留意事項

- ・ 事前同意の対象となる建築物は、建築基準法第85条第1項又は第2項の規定により建築され、同条第4項の規定により最長2年3ヶ月の存続の許可を受け、さらに建築審査会の同意を得て同条第5項前段の存続期間の延長許可を受けた応急仮設建築物である。
- ・ 同条第5項前段の延長の許可申請にあつては、不要な長期の存続防止を図る観点から、同項第8項の規定により建築審査会へ附議する。
- ・ 同条第5項後段の規定による延長の許可申請があつた場合は、当該応急仮設建築物等の維持管理状況等から安全上、防火上及び衛生上支障がなく、かつ、公益上やむを得ないと認められる理由が前回許可時と変わらない場合に限り、1年を超えない範囲内において存続期間の延長の許可を行うこととする。
- ・ 上記基準の1、2に該当しないものについて、同条第5項後段の規定により存続期間を延長する場合は、再度建築審査会に附議する必要がある。

附則

この基準は、令和5年12月1日から施行する。